



新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた 中小企業者（飲食店以外）の方へ

利根町中小企業者等経営支援助成金

- ▶ **対象月** 令和2年2月から令和3年3月分まで
- ▶ **申請期限** 令和3年5月31日まで
- ▶ **対象者**
 - ①申請日時点で、1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者等で、町内に主たる事業所や店舗等を有している法人及び個人事業者、または町内に住所を有する個人事業者
 - ②令和元年分の確定申告における事業収入等の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業者は10万円以上であること
 - ③新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月から令和3年3月のうち、事業の売上高等が平成31年1月から令和元年12月までの同月と比較して20%以上減少した月があること
 - ④助成金受領後も経営を継続する意欲があること
 - ⑤町税等を滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除く）
 - ⑥利根町小規模事業者緊急経営支援助成金の交付対象でないことなど
- ▶ **助成金額**
法人 30万円・個人事業者 20万円（1事業者あたり1回のみ）

▶ **問い合わせ先**
まち未来創造課 商工観光係 ☎68-2211



「利根町中小企業者等経営支援助成金」の制度が改正されました。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し経営に支障が生じている町内の中小企業者等（飲食店等以外）の方を対象に「利根町中小企業者等経営支援助成金」を交付し、経営継続支援を行ってまいりました。

申請期間は、本年1月29日までとなっておりますが、長引くコロナ禍や緊急事態宣言の発出等により、令和3年1月以降に影響が出て、売上げが減少する企業等や、事情により期限内に申請できなかった方への支援のため、対象となる月を令和3年3月分まで拡大し、これに伴い、申請期間を令和3年5月31日まで延長します。



町内飲食店・飲食料品卸売（小売）業向けの 新たな助成制度が開始されました

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し経営に支障が生じた町内の飲食店および飲食料品小売業の方へ「利根町小規模事業者緊急経営支援助成金」の交付を行ってまいりました。

しかしながら、長引くコロナ禍や国や県の緊急事態宣言の発出等により、再び苦境に立たされている飲食店等で、茨城県が実施した「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」の対象から外れる方を対象として「利根町飲食店等経営支援助成金」制度を新設しました。

- ▶ **対象月**
令和3年1月から令和3年3月分まで
- ▶ **申請期限**
令和3年3月17日(水)から令和3年5月31日(月)まで
- ▶ **対象者**
 - ①申請日時点で、1年以上継続して町内飲食店・飲食料品卸売業等を主たる事業として営んでいる法人・個人事業者
 - ②助成金受領後も企業活動を継続する意欲があること
 - ③新型コロナウイルス感染症に起因して、令和3年1月から令和3年3月までの任意の月の売上高等が、平成31年1月から平成31年3月までの同月または令和2年1月から令和2年3月までの同月と比較して、20%以上減少していること
 - ④利根町暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと
 - ⑤営業に関して、必要な許可等取得していること
 - ⑥町税等を滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除く）
 - ⑦令和元年度の確定申告における、事業収入金額の1か月あたりの平均額が、法人は15万円以上、個人事業者は10万円以上であること
 - ⑧茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金を受給していないこと。また、今後も受給する予定がないこと

利根町飲食店等経営支援助成金

▶ **助成金額**
令和3年1月から令和3年3月までの任意の月の売上高等と、比較対象月の売上高等と比較して、減少した売上高の金額に3を乗じた額で、30万円を上限とします。（千円未満切り捨て）

▶ **問い合わせ先**
まち未来創造課 商工観光係 ☎68-2211
※詳しくは、町公式HPをご確認ください。



申請方法（次の必要書類を提出してください。郵送でも受け付けいたします。）

- (1) 利根町飲食店等経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (3) 令和元年度の確定申告書類の控え等の写し
※確定申告書類は、法人と個人事業者（青色申告と白色申告）で、それぞれ必要書類が異なります。
- (4) 売上げ減少（△20%以上）した月の売上高等が分かる帳簿等の写し
- (5) 口座振替依頼書
※その他、飲食等を主たる事業としていることが確認できる書類等の提出をお願いする場合がございます。



県の営業時間短縮要請及び外出自粛要請による影響を受けた事業者に対する県独自の一時金の相談を開始します

茨城県では、県独自の緊急事態宣言により影響を受けた事業者に対して、一時金を支給することとしています。申請の受け付けに先立ち、3月1日から、以下の通り電話相談窓口および問い合わせフォームが開設されます。

▶ **電話相談窓口**
☎029-301-5558
（平日9:00~17:00）

▶ **問い合わせフォーム**
https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offer_Detail_initDisplay.action?tempSeq=18586
または、下記QRコードからアクセスしてください。



※ここに掲載した制度内容は、3月10日現在のものです。詳細は現在検討中で、今後変更される場合があります。

一時金の概要

- ▶ **支給対象** 以下のいずれかに該当する県内事業者
 - (1) 飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者
例：飲食料品卸売業、割り箸・おしぼり等の提供者、運送代行業 等
 - (2) 外出自粛要請により影響を受けた事業者
例：イベント業、バス・タクシー業、理・美容店、マッサージ店 等
- ▶ **主な要件** 令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または前々年比）で50%以上減少していること
- ▶ **支給額** 1事業者あたり一律20万円
- ▶ **申請受付** 3月中旬開始予定

▶ **問い合わせ先** 茨城県産業戦略部事業者一時金支給チーム ☎029-301-3489